

## 国葬議に関する質問主意書参考資料（参9 浜田君）

◎用例集 .....	4
【一の 1について】 .....	4
「国の儀式」の例 .....	4
「内閣が行う」の例 .....	4
【一の 8の（4）について】 .....	5
「お尋ねのような事例は」の例 .....	5
【一の 8の（5）について】 .....	6
「御臨席」の例 .....	6
「～になられた」の例 .....	エラー！ ブックマークが定義されていません。
「自然人としての事実行為のうち象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われる公的行為」の例 .....	7
「「●●」の意味するところが必ずしも明らかではないが、」の例 .....	7
【一の 11の（1）について】 .....	8
「「●●」の意味するところが明らかではなく、」の例 .....	8
【一の 11の（2）について】 .....	9
「お尋ねの「●●」の意味するところが必ずしも明らかではないが、」の例 .....	9
「「公的な立場で行われ」、「公的行為に該当する」の用例はあるのか。」の例 .....	9
「願い出」の例 .....	11
【二の 1について】 .....	13
「公営競技」の例 .....	13
「地方競馬」の例 .....	13
「競輪」、「小型自動車競走」、「モーターボート競争」の例 .....	14
「～が予定されていると承知している。」の例 .....	15
「御指摘のような要請は行っていない」の例 .....	15
「～については、現時点では決定していない。」の例 .....	15
【二の 2について】 .....	16
「弔意表明」の例 .....	16
【三の 1から 3について】 .....	16
「お尋ねの「●●」の具体的に意味するところが必ずしも明らか」の例 .....	16
「「●●」の具体的に意味するところが必ずしも明らかでなく、」の例 .....	16
「意味するところが必ずしも明らかでなく、お答えすることが困難であるが、」の例 .....	17
「厳正な取締りを推進」の例 .....	17

「●●に関連する」の例	17
「●●に万全を期する」の例	19
「各種の対策」の例	19
「その具体的な内容については、」の例	20
「これを明らかにすることにより、今後の警備に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい」の例	20
【三の4について】	21
「情報収集の対象」の例	21
「●●明らかにすることは、今後の業務遂行に支障を来すおそれがある」の例	21
「調査の対象とする」の例	21
「その時々の公安情勢や団体の活動実態等に応じて判断を行うもの」の例	22
「今後の業務遂行に支障を来すおそれがあるので、」の例	22
◎参考資料	23
【一の1・2について】	23
○国葬令（大正十五年十月二十一日勅令第三百二十四号）抄	23
◆衆議院 決算委員会（昭和43年5月9日）	24
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）抄	26
○内閣府設置法コメント（平成12年4月中央省庁等改革推進本部事務局）抄	27
【1の3について】	28
○参議院 内閣委員会 第25号 昭和44年7月1日	28
【一の6について】	32
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）抄	32
【一の8の（1）について】	33
【一の9について】	35
○故吉田茂の葬儀の執行について	35
【一の10について】	35
○「みどりの月間」及び「みどりの学術賞」の創設について（平成18年8月8日閣議決定）	
35	
○東日本大震災十周年追悼式の実施について（令和3年3月2日閣議決定）	36
【一の11の（2）について】	38
○ 故安倍晋三国葬への皇族殿下の御参列方依頼について（府総第270号令和4年7月22日）	38
○「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀への皇族殿下の御参列方依頼について（府総第579号令和2年1月10日）	39
【2の1について】	40

○令和4年9月27日に開催予定の公営競技及び開催場一覧	40
【三の2及び3について】	41
○警護要則（平成六年六月二十四日国家公安委員会規則第十八号）（抜粋）	41
○国家公安委員会資料「故安倍晋三国葬儀警備対策推進室の設置について」（令和4年7月28日）	42
42	
○国家公安委員会委員長記者会見要旨（令和4年7月28日）	43

## ◎用例集

【一の1について】

「国の儀式」の例

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るため  
に必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が  
行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）  
をつかさどる。

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げ  
る事務をつかさどる。

一～二十二 （略）

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関する事務（他省の  
所掌に属するものを除く。）。

三十四～六十二 （略）

「内閣が行う」の例

衆議院議員大西健介君提出恩赦に関する質問に対する答弁書（平31閣衆質198-92）

（抄）

一について

御指摘の恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権があるところ、これらの恩赦は、行政権によって、国家の刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、又は裁判の効力を変更若しくは消滅させるものであるが、これらの決定は、憲法第七十三条において、「内閣が行う事務とされており、「立法及び司法の行為を一部覆す行為であり、権力分立原則に反する」との御指摘は当たらない。

【一の8の（4）について】

「お尋ねのような事例は」の例

衆議院議員阿部知子（立国社）提出カジノを含む特定複合観光施設区域整備のための基本方針案についての2回目の意見募集に関する質問に対する答弁書（令元閣衆質200-61）（抄）

四について

お尋ねのような事例は、過去十年間においては、存在しない。なお、御指摘の「区域整備計画の認定を求める申請期間」は、法第九条第十項の規定に基づき政令で定めるものであることから、今回意見公募手続を実施した法第五条第一項に規定する基本方針の案とは別に、当該期間を定める政令の案について意見公募手続を実施することとしており、当該基本方針の案のうち当該政令の案を踏まえて作成する当該期間に係る部分については、その際に意見公募を行うこととしている。

【一の8の（5）について】

「御臨席」の例

○衆議院議員石関貴史君提出天皇陛下のご公務に関する質問に対する答弁書（平28閣衆質192-198）

一及び二について

お尋ねの「天皇陛下のご公務はどのようなものがあるか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、天皇の行為は、国家機関としての行為である国事行為、自然人としての事実行為のうち象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われる公的行為及び公的行為以外の自然人としての事実行為であるその他の行為に分類される。

その上で、国事行為は、憲法第四条第二項、第六条及び第七条に規定する行為であり、公的行為には、新年一般参賀へのお出ましや全国戦没者追悼式への御臨席等がある。

その他の行為には、宮中祭祀(し)を行われることや生物学御研究等があり、宮中祭祀には、歳旦祭や新嘗(なめ)祭等がある。

お尋ねの「費やされるお時間」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

○衆議院議員照屋寛徳（社民）提出いわゆる4.28「主権回復の日」政府式典に関する質問に対する答弁書（平25閣衆質183-39）（抄）

五について

御指摘の「天皇の政治利用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、一、三及び七について述べたような趣旨で、政府主催により本式典を挙行し、天皇皇后両陛下の御臨席を賜るものであり、日本国憲法上の問題は生じないものと考えている。

お尋ねの「費やされるお時間」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

「自然人としての事実行為のうち象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われる公的行為」の例

○衆議院議員石関貴史君提出天皇陛下のご公務に関する質問に対する答弁書（平28閣衆質192-198）

一及び二について

お尋ねの「天皇陛下のご公務はどのようなものがあるか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、天皇の行為は、国家機関としての行為である国事行為、自然人としての事実行為のうち象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われる公的行為及び公的行為以外の自然人としての事実行為であるその他の行為に分類される。

その上で、国事行為は、憲法第四条第二項、第六条及び第七条に規定する行為であり、公的行為には、新年一般参賀へのお出ましや全国戦没者追悼式への御臨席等がある。

その他の行為には、宮中祭祀(し)を行われることや生物学御研究等があり、宮中祭祀には、歳旦祭や新嘗(なめ)祭等がある。

お尋ねの「費やされるお時間」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

「「●●」の意味するところが必ずしも明らかではないが、」の例

衆議院議員川内博史（立国社）提出黒川検事長の勤務延長に関する質問に対する答弁書（令2閣衆質201-134）（抄）

二の1について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「内閣法制局の審査を終えていた検察庁法改正案」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和元年十月時点における検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の改正案に関するものも含め、法務大臣は、本年三月十三日に今国会に提出した国家公務員法等の一部を改正する法律案の閣議請議について決裁を行う以前には必要な報告を受けている。

後段のお尋ねについては、法律案の立案の過程において作成された文書について、法務省において、法務省行政文書取扱規則（平成二十六年法務省秘法訓第一号大臣訓令）に定められた決裁を経ることを要しない取扱いとしている。

【一の 11 の (1) について】

「「●●」の意味するところが明らかではなく、」の例

衆議院議員櫻井周（立民）提出円安が我が国経済に与える影響に関する質問に対する答弁書（令4閣衆質208-45）（抄）

二について

お尋ねについては、御指摘の「所得移転」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

【一の11の（2）について】

「お尋ねの「●●」の意味するところが必ずしも明らかではないが、」の例

衆議院議員川内博史（立国社）提出黒川検事長の勤務延長に関する質問に対する答弁書（令2閣衆質201-134）（抄）

二の1について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「内閣法制局の審査を終えていた検察庁法改正案」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和元年十月時点における検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の改正案に関するものも含め、法務大臣は、本年三月十三日に今国会に提出した国家公務員法等の一部を改正する法律案の閣議講議について決裁を行う以前には必要な報告を受けている。

後段のお尋ねについては、法律案の立案の過程において作成された文書について、法務省において、法務省行政文書取扱規則（平成二十六年法務省秘法訓第一号大臣訓令）に定められた決裁を経ることを要しない取扱いとしている。

「「公的な立場で行われ」、「公的行為に該当する」の用例はあるのか。」の例

参議院議員山谷えり子（自）提出皇室制度に関する有識者ヒアリングに関する質問に対する答弁書（平24閣参質180-75）（抄）

一から五までについて

天皇の行為については、憲法に定める国事行為、象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われる公的行為及びその他の行為に分類され、皇族の行為については、皇族の身分をもって公的な立場で行われる公的行為及びその他の行為に分類されると考えられる。御指摘の「皇室のご活動」という用語は、これらの全てを表すものとして、御指摘の「天皇皇后両陛下のご公務」という用語は、これらのうち、国事行為及び公的行為に限らず、広く公的色彩を帯びた行為を表すものとして、それぞれ用いたものである。

参議院議員浜田聰（みん）提出天皇及び皇族が御結婚される際に例外的な対応を行う場合の処理等に関する質問に対する答弁書（令3閣参質207-8）（抄）

一の1について

お尋ねの「儀式等」に係る国事行為、公的行為又はその他の行為として執り行われた直近の例としては、国事行為については平成五年に執り行われた皇太子殿下（当時）の御結婚に係る結婚の儀が、公的行為については平成二年に執り行われた文仁親王殿下（当時）の御結婚に係る結婚の儀が、その他の行為については平成三十年に執り行われた絢子女王殿下（当時）の御結婚に係る納采の儀が、それぞれ挙げられる。

平成五年の結婚の儀については、皇太子の法律上の地位に鑑み、国事行為である憲法第七条第十号の儀式として行われたものである。平成二年の結婚の儀については、皇族男子という特別な地位に鑑み、結婚に際し執り行われる主要な儀式であることから公的行為に該当するものと考えている。平成三十年の納采の儀については、国事行為又は公的行為に該当しないものであることから、その他の行為に該当するものと考えている。

## 「願い出」の例

○衆議院議員江田憲司（無）提出大相撲の八百長疑惑に関する質問に対する答弁書（平19閣衆質166-55）

### 三及び四について

競技スポーツに係る天皇盃は、宮内庁への願い出に基づき、競技スポーツの大会が全国規模のものか、種目が国民に広く普及しているか等の観点から適當と認められるものについて下賜されることとされており、これまで柔道、野球、サッカー等の種目の大会について下賜されている。（以下略）

○参議院議員森ゆうこ（無）提出「給付型奨学金」の創設に関する質問に対する答弁書（平28閣参質191-12）

### 四について

（前略）なお、同調査によると、延滞者のうち、要返還者が災害又は傷病によって返還が困難となったときなどは願い出により奨学金の返還の期限を猶予することができる「返還期限猶予制度」について「知らない」と回答した者の割合が三十五・七パーセント、要返還者が災害又は傷病によって返還が困難となったときなどは願い出により割賦金の減額等をすることができる「減額返還制度」について「知らない」と回答した者の割合が五十一・〇パーセントであることから、文部科学省としては、今後とも、機構において、「返還期限猶予制度」等が奨学金の貸与を受けた者に対して適切に周知されるよう促してまいりたい。

※ 皇室関係の用語の用いられ方として、行事等の主催者からの天皇又は皇族に対する出席等の要請は「願い出」と表現されている。

○皇后陛下お誕生日に際し（平成24年）

この1年のご動静及びお誕生日当日のご日程（宮内庁ホームページ）

・・・なお、ご公務としての都内へのお出ましは、陛下との行幸啓の29回に加え、この1年は東日本大震災支援関連行事への願い出が増えた関係で皇后さまお一方の行啓も26回を数えました。

○皇后陛下お誕生日に際し（平成 21 年）

この 1 年のご動静及びお誕生日当日の行事（宮内庁ホームページ）

・・・皇后さまは、多くの行事やご視察を陛下のお側でお務めになりましたが、単独では毎年恒例の全国赤十字大会並びに隔年ごとに行われているフローレンス・ナイチンゲール記章授与式及び茶話会にご臨席になったほか、社会貢献活動や文化・芸術に携わっている人々からの願い出にこたえ、チャリティー・コンサートを始め各種公演・展覧会などに足を運ばれました。

○皇后陛下お誕生日に際し（平成 19 年）

この 1 年のご動静及びお誕生日当日のご日程（宮内庁ホームページ）

・・・英国では、ロンドン・リンネ協会での記念行事にご臨席になったほか、世界初の子供のためのホスピスであるヘレン・ハウスを、今年が同ハウスの創立 25 周年の年に当たることから、創立者の願い出を受けご訪問になりました。

## 【二の 1について】

### 「公営競技」の例

衆議院議員江田憲司（立民）提出非居住者（外国人）のカジノ所得非課税に関する質問に対する答弁書について（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）（抄）

#### 一の 1について

御指摘の「カジノ所得」については、国土交通省において、我が国における特定複合観光施設区域（特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する特定複合観光施設区域をいう。以下同じ。）の国際競争力を確保する観点や公営競技における課税の状況を踏まえ、少なくとも「国内の公営ギャンブルの勝ち金と等しく源泉徴収を行わないよう要望したものである。

### 「地方競馬」の例

衆議院議員高井崇志（立憲）提出ギャンブル依存症問題の監督体制に関する質問に対する答弁書について（平成 30 年 5 月 18 日閣議決定）（抄）

#### 四について

御指摘のマニュアルは、中央競馬については日本中央競馬会が昨年十二月に、地方競馬については全ての地方競馬主催者が本年三月末までに策定したと承知している。

また、インターネット投票における家族申告によるアクセス制限については、中央競馬においては昨年十二月から、地方競馬においては本年四月から実施しており、本年四月末時点で、中央競馬では七件の適用実績があり、地方競馬では適用実績がなかったと承知している。一方、競馬場及び場外馬券売場における家族申告によるアクセス制限については、その仕組みを今後構築することとしているが、その具体的な実施方法については現在検討中である。

**「競輪」、「小型自動車競走」、「モーターポート競争」の例**

衆議院議員檜崎弥之助（社）提出 笹川良一氏、陽平氏親子とモーターポート競走業界並びに財団法人日本船舶振興会に関する質問に対する答弁書について（平成6年5月27日閣議決定）（抄）

2の（2）について

競馬に係る場外設備の設置については、これを設置しようとする日本中央競馬会又は都道府県若しくは指定市町村は、設置場所、設備の概要、当該競馬場との連絡方法及び設置の理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととされている。

競輪に係る場外車券売場の設置については、これを設置しようとする者は、申請者の名称等、設置を必要とする事由、設置場所、構造及び設備の状況等を記載した申請書を通商産業大臣に提出し、その許可を受けなければならないこととされている。

小型自動車競走に係る場外車券売場の設置については、これを設置しようとする施行者は、申請者の名称等、設置を必要とする事由、設置場所、構造及び設備の状況等を記載した申請書を通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととされている。

モーターポート競走に係る場外発売場の設置については、これを設置しようとする施行者は、申請者の名称等、設置を必要とする事由、位置、構造及び設備の概要等を記載した申請書を運輸大臣に提出し、その確認を受けなければならないこととされている。

「～が予定されていると承知している。」の例

参議院議員福島瑞穂（社民）提出在日米海軍横須賀基地における米海軍原子力空母の母港化計画と日米合同委員会に関する質問に対する答弁書について（平成 15 年 5 月 13 日閣議決定）（抄）

一について

御指摘の三隻について二千一年のアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）の国防報告によれば、空母コンステレーションは二千三会計年度に退役が予定され、空母キティ・ホークは二千八会計年度に退役が予定され、空母 J・F・ケネディは二千十八会計年度に退役が予定されていると承知している。

「御指摘のような要請は行っていない」の例

衆議院議員鈴木貴子（民主）提出安倍首相の中東外遊に関する質問に対する答弁書について（平成 27 年 2 月 6 日閣議決定）（抄）

四について

御指摘のような要請は行っていない。

「～については、現時点では決定していない。」の例

参議院議員糸数慶子（沖縄）提出自衛隊の宮古島市配備に関する質問に対する答弁書について（平成 29 年 10 月 6 日閣議決定）（抄）

五について

お尋ねの「名称」については、現時点では決定していない。

九について

お尋ねの「雑務等の民間への委託」については、現時点では決定していない。

【二の 2について】

「弔意表明」の例

東日本大震災の弔意表明について

請議省庁 復興庁

閣議年月日 令和 4 年 2 月 25 日（金）

案件区分 一般案件

処理区分 了解

事務次官等会議

閣議区分 定例

件名簿番号 令 4 閣復 2

【三の 1から 3について】

「お尋ねの「●●」の具体的に意味するところが必ずしも明らか」の例

参議院議員有田芳生（民主）提出日朝協議の現状などに関する質問に対する答弁書（平成 27 年 2 月 3 日閣議決定）（抄）

お尋ねの「日朝局長級協議」の具体的に意味するところが必ずしも明らかでないため、一概にお答えすることは困難である。

「「●●」の具体的に意味するところが必ずしも明らかでなく、」の例

衆議院議員近藤三津枝（自）提出緊急事態に対する現行憲法の問題に関する質問に対する答弁書（平成 24 年 3 月 23 日閣議決定）（抄）

御指摘の「緊急時」及び「緊急事態」の具体的に意味するところが必ずしも明らかでなく、一概にお答えすることは困難であるが、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第一項に規定する不在者投票制度は、災害で避難している方を含め、選挙の当日に選挙人の属する投票区の区域外に滞在をすること等が見込まれる選挙人に対して、投票の機会を与えるものである。

「意味するところが必ずしも明らかでなく、お答えすることが困難であるが、」

の例

参議院議員藤末健三（民主）提出政府の二酸化炭素削減に対する取り組みに関する質問に対する答弁書（平成20年3月17日閣議決定）（抄）

「日本国民に対してCO<sub>2</sub>の削減を義務付ける」の意味するところが必ずしも明らかでなく、お答えすることが困難であるが、京都議定書上の削減目標を達成するためには、国民一人一人の取組が不可欠であることから、住宅の省エネルギー性能の向上、省エネルギー性能の優れた機器の普及、国民運動の展開等の施策を進めることとしている。

また、世界全体としての温暖化対策については、福田内閣総理大臣が平成二十年一月に発表した「クールアース推進構想」において、全ての主要な温室効果ガス排出国が参加する仕組みづくりや公平な目標設定に向けて取り組む決意を表明しており、その具体化を進めているところである。北海道洞爺湖サミットにおいては、議長国として積極的にリーダーシップを發揮して、実効性のある枠組みづくりを進展させる成果を目指してまいりたい。

「厳正な取締りを推進」の例

参議院議員小笠原貞子（共）提出日米及び日ソの漁業交渉に関する質問に対する答弁書について（昭和61年4月4日閣議決定）（抄）

3について

(2) の口 警察は、いかなる立場からするものであれ、「違法行為はこれを看過しない」ことを基本方針に、厳正な取締りを推進してきており、昭和60年のソ連漁船の塩釜港寄港に関しては、右翼関係者36人を検挙し、その前年の小名浜港寄港に関しては、24人を検挙している。警察は、今後ともこの基本方針の下に、厳正な取締りを推進する。

「●●に関する」の例

参議院議員牧山ひろえ（立憲）提出国際協力銀行によるロシア向け投融资についての今後の対応に関する質問に対する答弁書について（令和4年4月5日閣議決定）（抄）

三について

御指摘の「JBICの対ロシア支援の方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、JBICは、平成二十六年のいわゆるクリミア「併合」後、ロシア連邦に関連する融資

案件について、制裁関連条項を設けるなど、同案件の特性を踏まえた債権保全策を講じております、また、必要に応じて外国規制当局に対して制裁への抵触の有無を照会するなど、慎重に対応してきたと承知している。

### 「●●に万全を期する」の例

衆議院議員丸山穂高（無）提出救急搬送された者に対する新型コロナウイルス感染症の検査に関する再質問に対する答弁書について（令和2年5月19日閣議決定）（抄）

#### 一について

政府としては、医療機関での院内感染の防止は、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止する上で重要な取組であると認識しており、厚生労働省においては、国立感染症研究所等が新型コロナウイルス感染症に関する医療機関内の感染防止策等を取りまとめた「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」について、事務連絡の発出、ホームページでの公表等の様々な手段により、随時、地方公共団体や医療機関に対して周知を行ってきたところであり、さらに、院内感染の事例の増加を踏まえて、これまでの事例から感染拡大のパターンを分析し、分かりやすくポスターにまとめて注意喚起を行っている。

また、感染予防に万全を期するため、マスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールド（以下「マスク等」という。）を国が製造業者等から買い上げ、医療機関に配布するなど、医療の現場を守りつつ、感染拡大の防止等に向けて、取り組んでいるところである。

お尋ねの「自治体や医療機関向けの感染予防策に関する事務連絡の見直し」については、必要に応じて検討してまいりたい。

### 「各種の対策」の例

参議院議員中西健治（みんな）提出自転車利用の促進に向けての環境整備に関する再質問に対する答弁書について（平成22年12月10日閣議決定）（抄）

#### 四の1について

自転車乗用者が第一当事者又は第二当事者であった交通事故（人の死傷が伴うものに限る。）の発生件数は、平成十七年以降減少しており、平成二十一年中は十五万六千三百七十三件であったが、これは、平成十六年と比較して三万九千六百七件の減少となっている。

政府としては、自転車の交通秩序の整序化に向け、先の答弁書（平成二十二年十一月十九日内閣参質一七六第九〇号）一及び二についてで述べたような各種の対策を引き続き推進してまいりたい。

「その具体的な内容については、」の例

参議院議員有田芳生（立憲）提出菅義偉政権と拉致問題に関する質問に対する答弁書について（令和2年11月6日閣議決定）（抄）

二について

政府としては、拉致問題の全面解決に向けて、不断の検討を行っているところであるが、御指摘の「総括」も含め、その具体的な内容については、今後の対応に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

「これを明らかにすることにより、今後の警備に支障を及ぼすおそれがあること

から、お答えを差し控えたい」の例

衆議院議員仲里利信（無）提出他都府県から沖縄県への機動隊派遣に関する質問に対する答弁書について（平成29年3月31日閣議決定）（抄）

一について

お尋ねの「派遣人数、派遣部隊数、一部隊毎の人数」、「六都府県から沖縄までの航空代金、フェリー代金」、「装備費」及び「宿泊先と宿泊代金」については、これを明らかにすることにより、今後の警備に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。お尋ねの「時間外手当」、「飲食代金」及び「その他派遣に要した経費」については、具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。お尋ねの「特殊勤務手当代金」については、沖縄県警察に警察官を派遣した「六都府県」が、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。以下「法」という。）第三十七条第二項の規定により支弁することとされ、お尋ねの「その他沖縄県内の移動経費」、「高速道路代金」及び「ガソリン代」については、「六都府県」又は沖縄県が、同項の規定により支弁することとされており、お尋ねの「内訳」について、政府として承知していない。

### 【三の4について】

#### 「情報収集の対象」の例

参議院議員佐藤正久（自）提出自衛隊情報保全隊の監視活動に関する質問に対する答弁書について（平23閣参質177-38）（抄）

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊情報保全隊の監視活動に関する質問に対する答弁書について

自衛隊情報保全隊（以下「情報保全隊」という。）は、情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うことを任務とし、インターネット、刊行物、公開された場等から情報収集を行うものであるが、その情報収集の対象範囲についてお答えすることは、情報保全隊の具体的な情報関心等を明らかにすることになり、情報保全隊による今後の情報収集活動に支障が生じるおそれがあることから、差し控えたい。

#### 「●●明らかにすることは、今後の業務遂行に支障を来すおそれがある」の例

参議院議員鈴木宗男君提出日本共産党の破壊活動防止法について菅義偉内閣の見解に関する質問に対する答弁書（令和3年3月9日、閣参質二〇四第二四号）（抄）

### 四及び五について

日本共産党は、現在においても、破壊活動防止法に基づく調査対象団体である。また、調査対象団体の指定は、公安調査庁の内部の運用としてその時々の公安情勢や団体の活動実態等に応じて公安調査庁長官が判断を行うものであるところ、現時点における調査対象団体の数を明らかにすることは、同庁における今後の業務に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

#### 「調査の対象とする」の例

衆議院議員照屋寛徳（社民）提出公安調査庁発刊資料「内外情勢の回顧と展望」に関する質問に対する答弁書（令和29年1月31日、閣衆質193-13）（抄）

### 七について

お尋ねについては、公安調査庁の調査の具体的な内容に觸れる事柄であり、お答えを差し控えたい。

なお、一般論として申し上げれば、同庁が、一般的の市民団体等を調査の対象とすることはないが、同庁は、破壊活動防止法第二十七条又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第二十九条の規定に基づき、これらの法律による規制に関し、必要な調査を行っているところ、同調査には、破壊的団体又は無差別大量殺人行為を行った団体の活動に影響を及ぼし得る内外の諸動向に関する調査も含まれる。

**「その時々の公安情勢や団体の活動実態等に応じて判断を行うもの」の例**

参議院議員鈴木宗男君提出日本共産党の破壊活動防止法について菅義偉内閣の見解に関する質問に対する答弁書（令和3年3月9日、閣参質二〇四第二四号）（抄）

四及び五について

日本共産党は、現在においても、破壊活動防止法に基づく調査対象団体である。また、調査対象団体の指定は、公安調査庁の内部の運用としてその時々の公安情勢や団体の活動実態等に応じて公安調査庁長官が判断を行うものであるところ、現時点における調査対象団体の数を明らかにすることは、同庁における今後の業務に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい

**「今後の業務遂行に支障を来すおそれがあるので、」の例**

衆議院議員金田誠一（民主）提出我が国官庁の秘密保全体制に関する質問に対する答弁書  
(平成12年8月8日、閣衆質149-4)（抄）

二の2について

外務省における秘密保全のための規則のすべてにつき明らかにすることは、同省の今後の業務遂行に支障を来すおそれがあるので、答弁を差し控えたい。

## ◎参考資料

【一の1・2について】

○国葬令（大正十五年十月二十一日勅令第三百二十四号）抄

### 勅令第三百二十四號

第一條 大喪儀ハ國葬トス

第二條 墓太子墓太子妃皇太孫皇太孫妃及攝政タル親王内親王王女王ノ喪儀ハ國葬トス但シ墓太子皇太孫七歳未滿ノ場合はナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 國家ニ偉勳アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ國葬ヲ賜フコトアルヘシ

前項ノ特旨ハ勅書ヲ以テシ内閣總理大臣之ヲ公告ス

第四條 皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ當日廢朝シ國民喪ヲ服ス

第五條 皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ノ式ハ内閣總理

## ◆衆議院 決算委員会（昭和43年5月9日）

○田中（武）委員 実は十三日に総理の出席を求めて総括をやる場合に、予備費の承認もあわせやる、こういうことであったのですが、都合で予備費の承認だけ先に本日行なうということなので、予備費に関しまして一、二点お伺いいたしたいと思います。

まず総務長官にお伺いいたしますが、昨年度予備費の中で、故吉田茂さんの国葬儀に必要な経費として千八百九万六千円が出ております。そこで、昔は、国葬のことにおきましては大正十五年十月二十一日の勅令第三百二十四号で国葬令というのがありました。ところが、今日ではこの勅令は消えておると思うのですが、生きておるのですか、死んでおるのですか、まずお伺いします。

○田中国務大臣 ただいま御質問の旧憲法時代の国葬令、これは今日なくなっています。

○田中（武）委員 勅令第三百二十四号は、現在生きておるのですね。

○田中国務大臣 いや、なくなっています。

○田中（武）委員 なくなっていますね。—そういたしますと、国葬を行なう場合、吉田茂さんは長らく総理をしておられたのでいろいろやっておるだろうと思います。しかし、その功罪につきましては見る人、立場によっていろいろ観点が変わると思います。あえて私は故人に對しましてとやかくは申し上げることを避けますが、ただ単に国家に偉勲のあった一前の勅令を引用するならばそういうことばになるのですが、そういうことで内閣が国葬にしようときめれば、いつでも国葬をだれにでも行なう、そういうことであっては私はならないと思うのです。したがって、少なくとも今日勅令が死んでおるならば、そういう法律なり何らかの寄りどころというものをつくる必要があると思うのですが、そういうような点についてはどうです。

○田中国務大臣 ただいま御指摘のように、今後これに対する何らかの根拠法的なものはつくらないかという御趣旨であります、これは行政措置といたしまして、従来ありましたような国民全體が喪に服するといったようなものはむしろつくるべきではないので、国民全體が納得するような姿において、ほんとうに国家に対して偉勲を立てた方々に対する国民全體の盛り上がるその気持ちをくみまして、そのときに行政措置として国葬儀を行なうということが私は適當

ではないかと存じます。

なお、御意見といたしまして、基準を定めるべきであるという御意見は承っておきます。

○田中（武）委員 もちろん予備費は憲法の八十七条によって内閣がやってに使える、あとで承認を求めたらいい、大蔵大臣はそういう読み方をしておられるようですが、私はそうではなくて、内閣の責任において支出するといつても、それは何らかの根拠がなくちゃいけないんだ、でたらめをやられたら困るんだということをこの前も言っておるのであります。

そこで、国葬というような問題についても、内閣だけの判断できめられるということにつきましては、私はどうかと思います。先ほど申しましたように、故人のことは申しませんが、見る人によって観点が違うのです。言うならば、私はあるいは自民党葬であったと思う。あのときにたくさん的人が参列したとかあるいは焼香に行ったとか、こういうことですが、これは久しぶりといいますか、国葬というのを知らない、どういうことであろうかという見物人も多かったと思う。それに一千八百万円という国費が使われておるわけです。もう少し何らかの基準を設け、そして国民全体が、あるいは国会がそれに対してなるほどこの人ならばやるべきである、こう思う人にやるべきであって、吉田さんはしてしまったからいいか悪いかをいまさら申し上げませんが、そういうような基準がなく、言うならば、そのときの内閣の思いつきによってやられるということには賛成しかねるわけなんです。だから、今後はやはり一つの基準を設けるべきである、そのように思います。

## ○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）抄

### （任務）

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に關係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 (略)

### （所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十二 (略)

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十四～六十二 (略)

## ○内閣府設置法コンメンタール（平成12年4月中央省庁等改革推進本部事務局）抄

### 三十二　国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。

#### 1. 「国の儀式」

憲法7条第10号に規定する「儀式」その他閣議決定により「国の儀式」として位置付けられた「儀式」をいう。憲法第7条第10号に規定する「儀式」としては、例えば「即位の礼」(別紙1)、その他閣議決定により「国の儀式」として位置付けられた「儀式」としては、「故吉田茂元総理の国葬儀」が含まれる。

「即位の礼」については、内閣に「即位の礼委員会」(別紙2)を設置し、即位の礼に関する諸問題について協議し、総合的かつ円滑な対応を図るとともに、「即位の礼委員会」の下で「即位の礼」に関し、その円滑な実施を図るために、総理府に「即位の礼実施連絡本部」(別紙3)が設置された。

内閣府においても、内閣の下で総理府と同様の機能を担うものである。

また、「故吉田茂元総理の国葬儀」(別紙4)についても、内閣の下で、総理府が一定の関与を行っており、内閣府において、同様の機能を担うものである。

#### 2. 「内閣の行う儀式及び行事」

「内閣の行う」—内閣が主宰する

「儀式」—故佐藤元総理の国民葬、大平元総理の内閣及び自民党の合同葬儀 等  
(別紙4)

「行事」—桜を見る会 等(別紙5)

これらの儀式、行事については、内閣の下で、総理府が一定の関与を行っており、内閣府においても総理府と同様の機能を担うものである。

※「儀式」及び「行事」の用語の定義については、参考1参照

#### 3. 「他省の所掌に属するものを除く」

「国の儀式」については、宮内庁法第1条により、宮内庁は、「政令で定める天皇の国事に関する事務を掌る」とことされ、宮内庁法施行令第1条により「日本国憲法第7条第10号に規定するものに係る事務(内閣総理大臣の定めるものを除く。)」とされている。

また、「即位の礼」においては、外務省、警察庁、運輸省、自治省等関係行政機関においてその所掌に属する事務が行われている。

#### 4. 内閣府において実施する理由

これまで総理府は、内閣及び内閣官房を助けて、内閣が主催または関与する儀式及び行事について、その実做事務の一部を担ってきたところであり、これらの事務については、内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制として内閣府を設置することとした趣旨にかんがみ、また、その実施にあたっては内閣(内閣官房)と密接な連携を図る必要があるところ、内閣府は、内閣の首長でもある内閣総理大臣をその長としているところから、内閣府が担うこととするものである。

【1の3について】

○参議院 内閣委員会 第25号 昭和44年7月1日

○山崎昇君 総務長官が何か十二時ぐらいまでしかおられないということで、ちょっとちぐはぐになりますが、一言総務長官にお尋ねしておきたいと思います。

私は、前の田中総務長官のときにも一度問題を提起をして聞いておるわけですが、この前、もとの吉田総理の国葬に端を発して、国葬法というものをやっぱり考えておく必要があるのではないかということを前の委員会で提起をしたわけであります。なぜならば、内閣によって、そのつど行政権の行使として国葬なんということをきめていく私は性格のものではないのではないか、こう考えるのです。そこで総務長官はかわったわけでありますけれども、一体国葬法というものについてどうお考えになっておるのか、重ねて聞いておきたいと思います。

○国務大臣（床次徳二君） 国葬の問題に対しまして、過般にいろいろと御意見のあったことも承っておりますが、政府におきましてもいろいろ検討した結果、今までのような取り扱いをいたしましたのであります。法律によりまして今後つくるかどうかということにつきましては、その問題として考えるべきものと考えております。

○山崎昇君 皇室典範では、天皇陛下がなくなられたときには「大喪の礼を行う。」ということだけあって、どういうふうにやるかは何もない。しかし、これは天皇陛下のなくなられたときの話でありますから別として、ところが前の吉田茂さんのなくなられたときに、内閣の決定で国葬ということを行なっているのですね。私はそれがおかしいのではないか。そのつどそのつど行政権で国葬なんということをきめてやること、そして国費を支出するわけですから、私はやはり基礎に、どういう形か知りませんが、国葬法のようなものをきめておいて、それを内閣が執行するというなら、そのときの条件に応じて行政権がきめることはいいと思う。しかし、国葬そのものまで、そのつど適当に内閣できめるということは、私はどうもおかしいのではないかと考える。そういう意味で、前の総務長官にも、国葬法というようなものを考える必要があるのではないか。さらに、これは死ぬときの話ばかりでないが悪いのですけれども、たとえば皇族の方だって、これは近くにないとは言えぬ、あるいは遠いかもしない。しかし、その方によつては、国葬をやらなければならぬ場合も私はあると思う。それを単に内閣の考え方だけで国葬するしないというやり方は、私は少し逸脱しているのじゃないかという気がする。そういう意味ではかなりむずかしい問題ではあ

りますけれども、かつての国葬令なんというものがあって、これはいまでは失効してないわけでありますけれども、これにかわるべき国葬というようなものについての法体制というものは、私は確立をしておく必要があるのではないか、こう常々思うのですが、重ねて総務長官の見解を聞いておきたいのです。

○国務大臣（床次徳二君） 過般の国葬につきましては、国の経費をもって行なう葬儀という考え方で、従来の国葬とは多少その意味において変わっておったと思いますが、しかし御意見もございますので、この点は将来の問題として検討させていただきたいと思います。

○山崎昇君 将来の問題として検討されるということは、あれですか、国葬法について制定する必要はあるとお考えになっているわけですか。

○国務大臣（床次徳二君） このこと自体が私は検討すべき問題だと思うので、しかし法をもって制定すべしという御意見もございますので、それを含めて検討いたしたいと思います。

○山崎昇君 私は、国葬なんというのは、これは表現は別として、国をあげてそななくなられた方の喪に服するわけですね。そういうものが、国会では何も知りません。ただ政府の考え方だけがやられていくということに、私はやはり問題があるのではないかと思うのです。だからそういう意味で、やはりどうしても私は国葬法というものを制定してもらいたいし、そうしなければまずいのではないかと私は考える。そういう意味で、すること自体がどうこうの前に、私は国葬というのは、やっぱり国をあげての葬儀に参列することになるわけですから、したがって根拠については明確にすべきだと思います。もう一ぺんあなたの意見を聞きたい。

○国務大臣（床次徳二君） いまお話をありました国葬ということの意義自体が、今日の考え方と、あるいは過去において使いましたものと、必ずしも観念が合致していないのじゃないかと思います。この点はひとつ十分検討する必要がある。国民をあげて喪に服するという考え方、あるいは国の経費をもって葬儀を行なう、この点、端的に申しますと、この二つの間にはかなり差があります。したがって、今後国葬というものを、どちらを主体にして考えていくかということになりますと、なかなか、御意見のように、国をあげて喪に服するということになると、やはり一つの形が考えられるわけでありまして、この点は十分ひとつ検討すべきものと考えておりますので、さよう申し上げた次第であります。

○山崎昇君 総務長官の考え方もあるほどですが、たとえば吉田茂さんの場合には、葬儀は国において行なう、故吉田茂國葬儀とする、こうなのですね。単なる国民の、国の費用だけでやりますというものではないのです、それでいけば。だから私は、こういうことをやるなら、行政権だけできめることに私はどうしても疑問を感じるので、やるならやはりきっちと国会で意思表示をしておく必要があるのではないか、そういう意味で国葬法ということを言っているわけです。ですから、少なくともこれは早急に私は検討してもらってほしいと、こう思うのですが、どうですか。私は、単に国の費用だけでやりますなんというものではありませんよ、これは。

○国務大臣（床次徳二君） ただいま御引用になりました吉田元総理の葬儀につきましても、国葬儀として取り扱うということになって、儀という字が入っておる。国葬そのものではないところに、その当時いろいろ検討いたしました結果、ああいう取り扱いになったと承つておるのでありますが、御意見もありますが、しかしこの点は十分検討いたしたいと思います。

○山崎昇君 そうすると内閣ではこういう国葬儀、あなたの言う儀はあとでまたことばはどうあれ、じゃどういう基準で吉田茂さんなら国葬儀であって、それで池田勇人さんの場合は何もなかったのか、同じ内閣総理大臣をやられても。一つの基準がなければならぬと思うのです、ある意味で。それはどの人も同列に扱うことはできぬでしょう。それは業績の問題もある。しかし私はどうしても、何か行政権だけで、この人が国葬儀、この人は何もしない、こういうことを内閣の権限だけでやることに私はどうしても納得ができない。だからそういうものは一がいにきめられないとしても、ある程度の基準めいたもの、幅というものは私は国会でこれはきっちとしておく必要があるのではないか。それに基づいて個々の具体的な問題については行政権がこれをきめて行なうべきものではないかと、こう思うから、これはしつこく聞いています。どうですか。

○国務大臣（床次徳二君） ただいま御引例になりました国葬の問題、その他いろいろと、まだ新しい憲法の後になりますて、漸次それが慣例ができてまいり、また国民の考え方もきまってまいりまして、落ちついてまいりますると、いつか定着することになり、これが法律化するということになると思うのでありますて、今日はその過程でありますし、多少その点が具体化しておらない。法律化しておらないという結果にもなっておるのだと思います。したがいましてこれに対しましては、いろいろとまだ懸案となっておりますものが数件ございます。こ

れは決してそれでいいというわけではない。いずれはこれは検討されなければならぬものだ。私ども先ほど申し上げましたように、この点につきましては検討すべきものである、また検討いたさなければならないと存じております。

【一の 6について】

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）抄

（任務）

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 （略）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

2 （略）

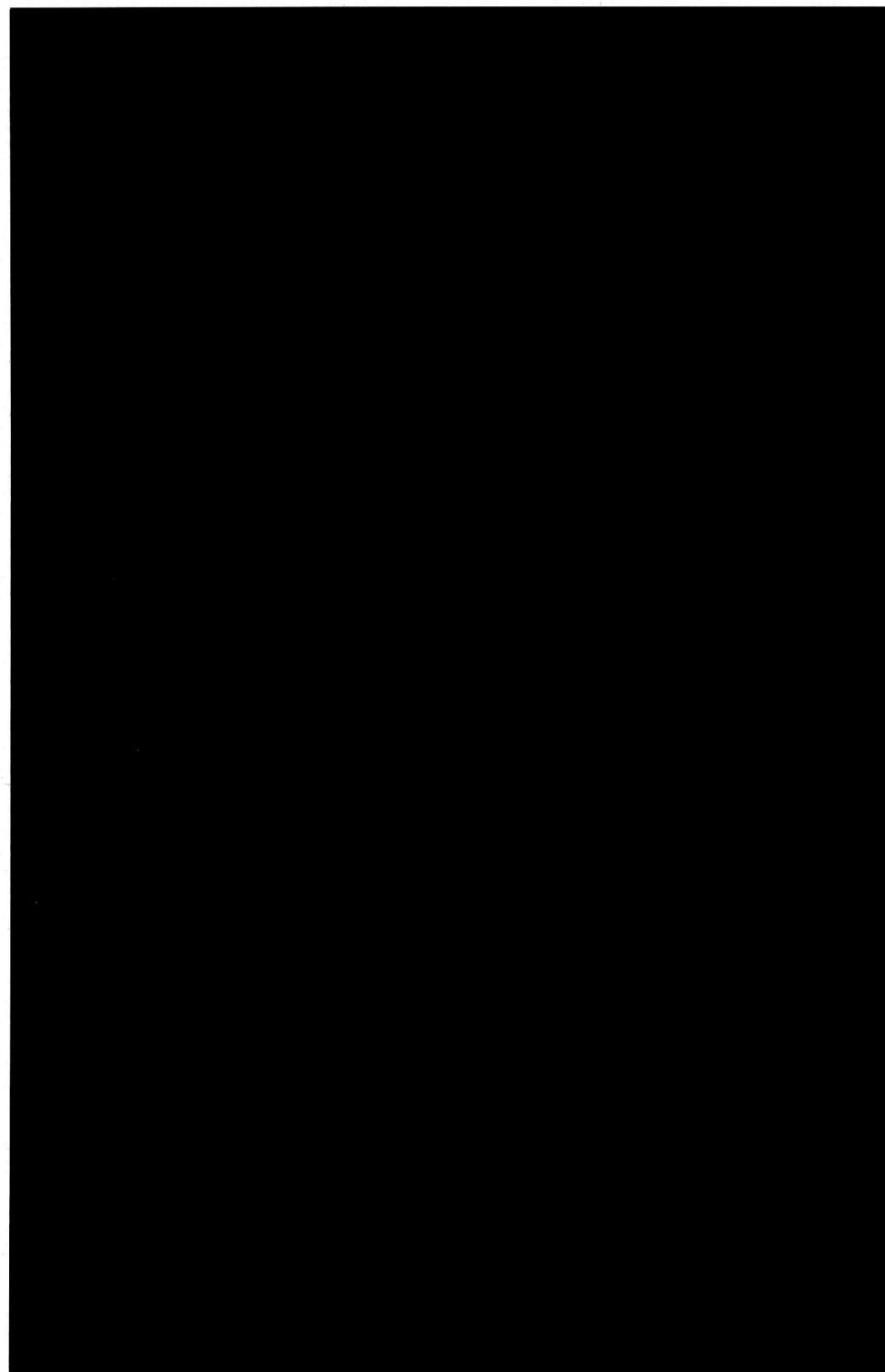
3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十二 （略）

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十四～六十二 （略）

【一の8の(1)について】



○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）

第二条 宮内庁の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 皇室制度の調査に関すること。
- 二 行幸啓に関すること。
- 三 賜与及び受納に関すること。
- 四 皇室会議及び皇室経済会議に関すること。
- 五 御璽国璽を保管すること。
- 六 側近に関すること。
- 七 皇族に関すること。
- 八 儀式に関すること。
- 九 交際に関すること。
- 十 雅楽に関すること。
- 十一 皇統譜の調製、登録及び保管に関すること。
- 十二 陵墓に関すること。
- 十三 図書及び記録の保管、出納、複刻及び編集に関すること。
- 十四 皇室用財産を管理すること。
- 十五 供進及び調理に関すること。
- 十六 皇室の車馬に関すること。
- 十七 皇室の衛生に関すること。
- 十八 正倉院宝庫及び正倉院宝物に関すること。
- 十九 御料牧場に関すること。
- 二十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、宮内庁に属させられた事務

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国會議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行うこと。

【一の9について】

○故吉田茂の葬儀の執行について

1. 葬儀は、國において行ない、故吉田茂國葬儀と称する。
2. 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。  
葬儀委員長は内閣總理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣總理大臣が委嘱する。
3. 葬儀は、昭和42年10月31日日本武道館において行なう。
4. 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。

【一の10について】

○「みどりの月間」及び「みどりの学術賞」の創設について（平成18年8月8日閣議決定）

- 1 「みどりの日」についての国民の関心と理解を一層促進し、「みどり」についての国民の造詣を深めるため、「みどりの月間」を設けるとともに、「みどりの学術賞」を創設する。
- 2 「みどりの月間」は、毎年4月15日から5月14日までの期間とする。
- 3 この期間において、「みどりの式典」を開催するほか、地方公共団体及び一般の協力を得て、「みどり」に関する各種行事等を全国的に実施する。

4～8 (略)

○東日本大震災十周年追悼式の実施について（令和3年3月2日閣議決定）

- 1 追悼式は、政府主催により、令和3年3月11日（木）、国立劇場において、天皇皇后両陛下の御臨席のもとに、各界代表の参加を得て実施する。
- 2 追悼式の円滑な実施を図るため、実行委員長、副委員長、委員及び幹事を置く。

実行委員長は、内閣総理大臣とし、副委員長、委員及び幹事は、内閣総理大臣が委嘱する。



【一の11の(2)について】

- 故安倍晋三国葬儀への皇族殿下の御参列方依頼について（府總第270号令  
和4年7月22日）

府總第270号

令和4年7月22日

官内庁長官 青 村 泰 春 殿

故安倍晋三国葬儀委員長

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

故安倍晋三国葬儀への皇族殿下の御参列方依頼について

来る9月27日（火）日本武道館において執り行われる故安倍晋三国葬儀に際し、皇族各殿下の御参列方について、よろしくお取り計らい願います。

○「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀への皇族殿下の御参列方依頼について（府總第579号令和2年1月10日）



府總第579号  
令和2年1月10日

宮内庁長官 西 村 泰 彦 殿

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀委員長

内閣総理大臣 安倍晋三



「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀への皇族殿下の御  
参列方依頼について

来る3月15日（日）グランドプリンスホテル新高輪国際館バミー  
ルにおいて執り行われる「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀  
に際し、皇族各殿下の御参列方について、よろしくお取り計らい願い  
ます。

【2の1について】

○令和4年9月27日に開催予定の公営競技及び開催場一覧

公営競技	開催場
地方競馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門別競馬場</li> <li>・盛岡競馬場</li> <li>・船橋競馬場</li> <li>・金沢競馬場</li> <li>・名古屋競馬場</li> </ul>
競輪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西武園競輪場</li> <li>・平塚競輪場</li> <li>・四日市競輪場</li> <li>・京都向日町競輪場</li> <li>・広島競輪場</li> <li>・武雄競輪場</li> <li>・佐世保競輪場</li> </ul>
小型自動車競走	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢崎オートレース場</li> <li>・山陽オートレース場</li> </ul>
モーターボート競走	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川競走場</li> <li>・平和島競走場</li> <li>・浜名湖競走場</li> <li>・蒲郡競走場</li> <li>・尼崎競走場</li> <li>・鳴門競走場</li> <li>・丸亀競走場</li> <li>・児島競走場</li> <li>・徳山競走場</li> <li>・若松競走場</li> <li>・福岡競走場</li> <li>・大村競走場</li> </ul>

【三の2及び3について】

○警護要則（平成六年六月二十四日国家公安委員会規則第十八号）（抜粋）

（目的）

第一条 この規則は、警護に関し必要な基本的事項を定めることにより、警護の適切かつ確実な実施を図ることを目的とする。

（警護対象者）

第二条 この規則において「警護対象者」とは、内閣総理大臣、国賓その他その身辺に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがある者として警察庁長官（以下「長官」という。）が定める者をいう。

（警護の本旨）

第三条 警護は、警護対象者の身辺の安全を確保することを本旨とする。

2 警護の実施に当たっては、警護対象者の意向を考慮しながら諸般の情勢を総合的に判断して、形式的に流れることなく、効果的かつ計画的に、これを行うようにしなければならない。

○国家公安委員会資料「故安倍晋三国葬儀警備対策推進室の設置について」  
(令和4年7月28日)

公 安 委 員 会	故安倍晋三国葬儀警備対策推進室	令和4年7月28日
説明資料No.	の設置について	警 備 局

**1 故安倍晋三国葬儀警備対策推進室の設置**  
故安倍晋三元内閣総理大臣の葬儀について、令和4年9月27日に日本武道館で国において行い、「故安倍晋三国葬儀」と称すること等が閣議で決定された。  
これを受けて、「故安倍晋三国葬儀」の執行に伴う警察措置に万全を期するため、警察庁は、7月22日、次長を長とする「故安倍晋三国葬儀警備対策推進室」(以下「推進室」という。)を設置した。

**2 推進室の任務**  
「故安倍晋三国葬儀」の執行に伴う警衛警護警備等の警察措置を的確に行うための諸対策について基本方針を定め、その達成を図ることを任務とする。

**3 推進室の構成**

室 長 次長  
室 員 長官官房長  
生活安全局長  
刑事局長  
交通局長  
警備局長  
サイバーセキュリティ局長  
組織犯罪対策部長  
外事情報部長  
警備運用部長  
長官官房総括審議官  
長官官房技術総括審議官

**4 幹事会の設置**  
推進室を補佐するとともに、「故安倍晋三国葬儀」の執行に伴う警衛警護警備等の警察措置を的確に行うための諸対策について検討し、その推進を図るため、推進室に幹事会を置く。

○国家公安委員会委員長記者会見要旨（令和4年7月28日）

問 大臣にお伺いいたします。先ほど発言もございましたが、国葬儀に向けて、警察庁においても国葬儀警備対策推進室が設置されましたが、警察として、今後、国葬儀に向けてどのような取組をされますでしょうか。

答 （大臣）御指摘のとおり、警察庁において、22日に「故安倍晋三国葬儀警備対策推進室」を設置いたしました。警備に万全を期すための諸対策を進めているところでございます。

選挙遊説中の安倍元総理が銃撃を受け、亡くなられたという重大な結果につきまして、要人の警護警備に責任を有する警察を所管する大臣として、非常に重く受け止めております。

警察庁では、警護警備に関する「検証・見直しチーム」を立ち上げ、8月中に一定の結論を得るべく作業を進めているところであります、その検証を踏まえながら、世界各国から弔意を寄せられる要人を含め、皆様に安心して御参列いただけよう、我が国の威信をかけて、故安倍晋三元総理の葬儀の執行に伴う警備に万全を期すべく、警察庁を指導していきたいと、このように思っております。